

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年10月4日、平成29年度一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決したので、同法第3項の規定により承認を求める。

平成29年12月14日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成29年度木古内町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度木古内町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,001,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月 4日 専決
木古内町長 大森伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国庫支出金		281,408	6,346	287,754
	3 国庫委託金	183	6,346	6,529
17 繰入金		226,889	1,270	228,159
	1 基金繰入金	213,518	1,270	214,788
歳 入 合 計		3,994,032	7,616	4,001,648

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		480,131	6,430	486,561
	4 選挙費	204	6,430	6,634
14 職員給与費		460,235	1,186	461,421
	1 職員給与費	460,235	1,186	461,421
歳出合計		3,994,032	7,616	4,001,648